会	長	会長代理	事務局長	係	長	主	查	係	員

# 太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月2日(火)午前9時

2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階

3. 出席委員 (16名)

農業委員 (8名)

会長 8番 秀島 克博

1番 澤山 直人

2番 辻 和久

3番 山口 秀行

4番 福江 晋

5番 川﨑 豊洋

6番 堤 こずえ

7番 水田 武次郎

農地利用最適化推進委員 (8名)

久我 定幸

池田 信文

榊原 照博

蕪竹 敏治

中島 政秀

簗 善作

永渕 久留美

松本 広喜

欠席委員 (農業委員0名)

(推進委員3名)

# 4. 議事日程

議案第141号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について

議案第142号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

議案第143号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

議案第144号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

議案第145号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について

# 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 今田 徹

農地係長 大岡 寿憲

主 事 増山 心美

#### 6. 会議の概要

発言者	内容					
議長	おはようございます。ただいまから第35回総会を開会いたします。					
	本日の出席委員は農業委員8名、推進委員3名欠席で8名で定足数に達					
	しておりますので、総会は成立いたします。					
	今回の議事録署名者ですが、4番の福江委員と5番の川﨑委員よろりお願いします。 それでは早速審議に入りたいと思います。					
	本日の提出議案は、議案第141号が5件、議案第142号が7件、議					
	案第143号が1件、議案第144号が1件、議案第145号が3件とな					
	っております。					
	それでは引き続き、議案第141号農地法第18条第6項の規定による					
	解約報告について、別紙関係人より解約報告を受理したので報告します。					
	お諮りします。					
	次の議案第141号1番と議案第144号、農地法5条の規定による許					
	可申請審議についての1番は関連がありますので一括して審議すること					
	にご異議ございませんか。					
	(異議なし)					
議長	異議なしと認めます。それでは一括して事務局の説明を求めます。					
事務局	(議案説明)					

申請地の農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、第1種農地であると判断されます。

この農地は、これに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要であると認められます。

また、その場所以外の代替地も想定できず、当該事業の関係面積に占める一種農地の割合は3分の1を超えておらず、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しても特に問題なく、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。以上です。

#### 議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された川﨑委員および永渕推進 委員から調査報告をお願いします。

# 川﨑委員

報告します。

25日に永渕推進委員さん、○○さん、○○さん立会いのもと、現地調 査をしました。

○○さんのお父さんが8年前に亡くなられたための解約ということでよろしくお願いしますということでした。

それと、○○さんの事業で、山の部分は既に○○さんが買っていて、隣接地の当該農地に材木を置いたりとか、作業車を置いたりとか、作業場が足りないということで、今回相談をされたということです。

お互い了承しているということで、別に何ら問題がないということで話 を聞いてきました。

以上です。よろしくお願いします。

# 永渕推進

川﨑委員さんの言われる通りで、間違いありません。

# 委員 議長

調査報告が終わりました。

それでは、議案第141号1番及び議案第144号1番についてご異議 ご意見ございませんか。

#### 水田委員

農地区分が第1種農地ということで、特例として、隣接住宅の全体面積の3分の1以上になってないから良いということですか。

#### 事務局

○○さんの事業として使う土地が、既存の土地の3分の1を第1種農地 が超えないということで把握しております。 水田委員

3分の1いう数字は、事務局の指導のもと申請されているということで すか。

事務局

行政書士を仲介されてますので、事前に相談をいただいております。 県の方とも協議をして、3分の1以内なら大丈夫ということで、条例等 も確認をしております。

議長

他にないですか。

(なし)

議長

異議なしと認め、議決をとります。

議案第141号1番について、申請内容に問題がないと判断する方は挙 手をお願いします。

(挙手多数)

議長

挙手多数と確認しました。

したがって議案第141号1番は原案通り認められました。

続きまして、議案第144号1番について、許可相当と判断する方は挙 手をお願いします。

(挙手多数)

議長

挙手多数と確認しました。

したがって、1番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 お諮りします。

次の議案第141号2番と3番は関連がありますので、一括して審議することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

それでは、一括して事務局の説明を求めます。

事務局

(議案説明)

議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された澤山委員及び久我推進委員か調査報告をお願いします。

澤山委員

調査報告をします。

4月30日に久我推進委員と○○さんと○○さんと現地で確認を行いました。

土地も意思確認も間違いありませんでした。佐賀県農業公社には連絡はしていません。

報告は以上です。

久我推進 委員 4月30日に澤山委員と○○さんと○○さんと現地でお話を伺いました。あとは、澤山委員さんの言われた通りです。

議長

調査報告が終わりました。

それでは、議案第141号2番、3番についてご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、議決をとります。

議案第141号2番について、申請内容に問題がないと判断する方は挙 手をお願いします。

(挙手多数)

議長

挙手多数と確認しました。

したがって2番は原案通り認められました。

続きまして、3番について申請内容に問題がないと判断する方は挙手を お願いします。

(举手多数)

議長

挙手多数と確認しました。

したがって3番は原案通り認められました。

お諮りします。

次の議案第141号4番と5番は関連がありますので、一括して審議することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

それでは一括して事務局の説明を求めます。

事務局

(議案説明)

議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された川﨑委員および永渕推進 委員から調査報告をお願いします。

川﨑委員

報告します。

25日に永渕推進委員と一緒に○○さん同席のもと立ち会って話してきました。

- ○○さんは体調不良ということで電話で対応しました。
- ○○さんは、親元就農の3年目で、この農地は貸借をされていて、今、 茄子をですね、3年間ぐらい作られています。

現在もちゃんと適切に耕作をされていて、解約して、その農地を〇〇さんから買い受けて、拡大していこうという気持ちでいるという話を聞いてきました。どうぞよろしくお願いしますということでした。

永渕推進

川﨑委員の言われる通りです。

委員

議長

調査報告が終わりました。

それでは議案第141号4番、5番について、ご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、議決をとります。

議案第141号4番について申請内容にも問題がないと判断する方は 挙手をお願いします。

#### (挙手多数)

#### 議長

挙手多数と確認しました。

したがって4番は原案通り認められました。

続きまして、5番について申請内容に問題がないと判断する方は挙手を お願いします。

# (挙手多数)

# 議長

挙手多数と確認しました。

従って5番は原案通り認められました。

続きまして議案第142号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので審議並びに意見を求めます。

それでは、1番について事務局の説明を求めます。

#### 事務局

(議案説明)

譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条 第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えられま す。説明は以上です。

# 議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された築推進委員から調査報告をお願いします。

#### 築推進委

報告します。

員

4月30日に譲渡人の○○さんと、譲受人の○○さん、秀島会長と4人で現地確認をしてきました。

譲渡人の〇〇さんは、元々太良町の方で、現在は週末に毎週自宅の方に来て、この土地の草刈作業をされてます。そういうことで、畑の方はすぐ耕作ができるような状態です。

○○さんは、ゆくゆくは基盤整備をしたいという準備の段階です。

将来要望な方だと思っています。よろしくお願いします。

# 議長

私の方から報告します。

4月30日、現地で確認と聞き取り調査を行いまして、今、簗推進委員 が言われた通りです。 ただいま調査報告が終わりました。

それでは議案第142号1番についてご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、議決をとります。

議案第142号1番について許可相当と判断する方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

挙手多数と確認いたしました。

したがって1番は原案通り認められました。

お諮りします。

次の議案第142号2番、3番及び4番については、借人が同じで関連 がありますので、一括して審議することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

それでは、一括して事務局の説明を求めます。

事務局

(議案説明)

借人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えられます。 説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された築推進委員から調査報告をお願いします。

築推進委

報告します。

員

4月30日に○○さんの分を現地確認しました。

農地の方は、今春から息子の○○くんが、管理をするということで耕運 している状態です。

借りる予定の農地は、しばらくの間は兼業という形になるということで すが、問題は全くないと思います。 以上です。

議長

私の方から報告します。

今、築推進委員が言われた通りです。○○さんが今から一生懸命頑張っていくからよろしくお願いしますということでした。

調査報告が終わりました。

それでは議案第142号2番、3番及び4番についてご異議ご意見ございませんか。

辻委員

2番については親子関係ということですけど、3番、4番については、 賃借料についての意見は何もなかったですか。

築推進委員

元々は荒らさないようにということで、賃借料の設定をされていないということでした。

議長

他にないですか。

中島推進 委員

土地改良区の賦課金の問題が出てくると思うんですが、そこはどうですか。

議長

現地確認で、スプリンクラーとかなかったら土地改良区なのか全然わからないものですから、申請者等で土地改良区の方に連絡してもらって、ちゃんとしてもらうようにお願いします。

他にないですか。

(なし)

議長

異議なしと認め、議決をとります。

議案第142号2番について許可相当と判断する方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

挙手多数と確認しました。

したがって、2番は原案通り認められました。

続きまして、3番について許可相当と判断する方は挙手をお願いしま

す。

(挙手多数)

議長

挙手多数と確認しました。

したがって、3番は原案通り認められました。

続きまして、4番について許可相当と判断する方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

挙手多数と確認しました。

したがって、4番は原案通り認められました。

続きまして、議案第142号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局

(議案説明)

譲受人につきましては、別添の調査書にあります通り、農地法第3条第 2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された築推進委員から調査報告をお願いします。

築推進委

報告します。

員

30日に秀島会長、 $\bigcirc$ ○さんと $\bigcirc$ ○さん夫婦と5人で、現地に行って確認をしました。

みかんを栽培されていて、よく整備されておられました。 よろしくお願いします。

議長

続けて私の方から報告します。

20年くらい前から○○さんが栽培をしているということで、今後、ハウス栽培を頑張ってみたいということでよろしくお願いしますということでした。

調査報告が終わりました。

それでは、議案第142号5番についてご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、議決をとります。

議案第142号5番について許可相当と判断する方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

挙手多数と確認しました。

したがって、5番は原案通り認められました。

続きまして、議案第142号6番について事務局の説明を求めます。

事務局

(議案説明)

譲受人につきましては、別添の調査書にあります通り、農地法第3条第 2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えられます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された堤委員から調査報告をお願いします。

堤委員

報告します。

1日に $\bigcirc\bigcirc$  さんが仕事に出られる前に、電話をして現地確認に行きました。

○○さんの方は、奥さんの方に来てもらって話を聞きました。

ここは10数年前くらいに代金は払っていたということですが、名義が まだ変わっていないことが分かって、今回、許可申請が出されました。

両者納得されていて、別に問題はないと思います。

よろしくお願いします。

議長

調査報告が終わりました。

それでは議案第142号6番について、ご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、議決を取ります。

議案第142号6番について、許可相当と判断する方は挙手をお願いします。

#### (挙手多数)

議長

挙手多数と確認しました。

したがって、6番は原案通り認められました。

続きまして、議案第142号7番について事務局の説明を求めます。

事務局

(議案説明)

譲受人につきましては、別添の調査書にあります通り、農地法第3条第 2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された築推進委員から調査報告をお願いします。

築推進委

報告します。

員

譲渡人の○○さんには26日に電話をしまして、その通りですということで確認をしました。30日に、代理として、ご親戚の○○さんが現地確認に来ていただきました。

そして、○○さんもお父さんの○○さんが来ていただきまして、秀島会長と現地確認をしました。

○○さんは、早く所有権を息子の方にしておこうということで、所有権 移転を○○さんにしているということです。問題ないと思います。以上です。

議長

続けて私から報告します。

今、簗推進委員が言われたよう4名で、現地確認調査を行いまして、総額50万円、10アールあたり54万7千円ということで、私も気になったので、間違いないですかと話をしたところ、間違いないということで、よろしくお願いしますということでした。

調査報告が終わりました。

それでは、議案第142号7番についてご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、議決をとります。

議案第142号7番について、許可相当と判断する方は挙手をお願いします。

(举手多数)

議長

挙手多数と確認いたしました。

したがって、7番は原案通り認められました。

続きまして、議案第143号、農地法第4条の規定による許可申請審議 について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を 求めます。

それでは1番について事務局の説明を求めます。

事務局

(議案説明)

申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。

また、その場所以外にも、代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題なく、農地法第4条第6項各号に該当する事項は認められません。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された松本推進委員から調査報告をお願いします。

松本推進

報告します。

委員

4月30日に会長と○○さん夫婦立会いのもと現地確認してきました。 今回、農業委員会事務局から該当地番の意向調査が来たので、これを機 に事務局の指導を受けて、申請をすることになったそうです。

今まで漁具は、海岸の方に置かれていたということですけど、置けなくなってしまったということで、よろしくお願いしますということです。 以上です。

議長

続けて私の方から報告します。

今、松本推進委員から報告があったように、現地で話をしました。手続きについては、農業委員会の方に行って指導を受けて、申請を出しましたということでした。

よろしくお願いしますということでした。

調査報告が終わりました。

それでは、議案第143号1番について、ご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、議決をとります。

議案第143号1番について許可相当と判断する方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

挙手多数と確認いたしました。

したがって、議案第143号1番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。

続きまして、議案第145号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による所有権移転について、別紙関係人より農用地利用集積計画書を受理したので、審議並びに意見を求めます。

それでは1番について事務局の説明を求めます。

事務局

(議案説明)

議長

事務局の説明が終わりましたので、あっせん委員の川崎委員及び永渕推進委員から補足の説明はありませんか。

(なし)

議長

それでは、1番について、ご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、議決をとります。

議案第145号1番について、報告内容に問題ないと判断する方は挙手 をお願いします。

(举手多数)

議長

挙手多数と認めます。

したがって、1番は原案通り認められました。

続きまして、2番について事務局の説明を求めます。

事務局

(議案説明)

議長

事務局の説明が終わりましたので、あっせん委員の山口委員及び榊原推 進委員から補足説明がありませんか。

(なし)

議長

それでは2番について、ご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、議決をとります。

議案第145号2番について、報告内容に問題がないと判断する方は挙 手をお願いします。

(挙手多数)

議長

挙手多数と確認いたしました。

したがって、2番は原案通り認められました。

続きまして、3番について事務局の説明を求めます。

事務局

(議案説明)

議長

事務局の説明が終わりましたので、あっせん委員の福江委員から補足の 説明はありませんか。

(なし)

議長

それでは3番について、ご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、議決を取ります。

議案第145号3番について、報告内容に問題ないと判断する方は挙手 をお願いします。

(挙手多数)

議長 挙手多数と確認いたしました。

したがって3番は、原案通り認められました。

以上をもちまして、太良町農業委員会第35回総会を閉会します。

委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうご ざいました。お疲れさまでした。

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 5 年 5 月 2 日

会 長 秀島克博

議事録署名者 福江 晋

議事録署名者 川 﨑 豊 洋